

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)																																										
処分課（担当）名	同上																																										
処分の名称	秩序保持のための入場禁止その他適当な措置																																										
概要	市場の秩序の保持等を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の禁止その他適当な措置をとることがあります。																																										
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第75条第2項（昭和46年条例第40号） （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市中央卸売市場における市場業務等に係る行政処分要綱 （中央卸売市場 本場・東部市場・南港市場各場担当窓口）																																										
処分基準	◎次のいずれかに該当する者に対し、入場の禁止その他適当な措置を取ることがあります。 (1) 暴行、脅迫その他市場の秩序を乱す行為をした者 (2) 秩序又は風俗を害するおそれのあるもの (3) その他市場業務に支障を及ぼす恐れがあると認められる者 ◎入場の禁止を命令する場合は、次の表によります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>処分事由</th> <th>行為者への処分 基準期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>衛生上有害な物品の売買、所持</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>失火</td> <td>2日又は7日</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>廃棄物等の不適切な処理</td> <td>2日又は7日</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>必要物品の放置</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>指定場所以外での喫煙</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>たばこの吸い殻の投棄</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>車両等による市場内交通ルール違反</td> <td>2日、7日又は20日</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>駐車禁止場所への駐車</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>市場施設の滅失又は損傷</td> <td>2日、7日又は20日</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>落書き行為</td> <td>2日又は7日</td> </tr> <tr> <td>サ</td> <td>暴行その他これに類する行為</td> <td>2日、7日又は20日</td> </tr> <tr> <td>シ</td> <td>開設者の指示に従わない、反抗的な言動を行う、又は開設者の業務の妨害</td> <td>2日、7日又は20日</td> </tr> <tr> <td>ス</td> <td>上記以外の、市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為</td> <td>2日、7日又は20日</td> </tr> </tbody> </table> ◎基準期間は加算される場合があります。 ◎処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、行為者の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して決定します。	項番	処分事由	行為者への処分 基準期間	ア	衛生上有害な物品の売買、所持	2日	イ	失火	2日又は7日	ウ	廃棄物等の不適切な処理	2日又は7日	エ	必要物品の放置	2日	オ	指定場所以外での喫煙	2日	カ	たばこの吸い殻の投棄	2日	キ	車両等による市場内交通ルール違反	2日、7日又は20日	ク	駐車禁止場所への駐車	2日	ケ	市場施設の滅失又は損傷	2日、7日又は20日	コ	落書き行為	2日又は7日	サ	暴行その他これに類する行為	2日、7日又は20日	シ	開設者の指示に従わない、反抗的な言動を行う、又は開設者の業務の妨害	2日、7日又は20日	ス	上記以外の、市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為	2日、7日又は20日
項番	処分事由	行為者への処分 基準期間																																									
ア	衛生上有害な物品の売買、所持	2日																																									
イ	失火	2日又は7日																																									
ウ	廃棄物等の不適切な処理	2日又は7日																																									
エ	必要物品の放置	2日																																									
オ	指定場所以外での喫煙	2日																																									
カ	たばこの吸い殻の投棄	2日																																									
キ	車両等による市場内交通ルール違反	2日、7日又は20日																																									
ク	駐車禁止場所への駐車	2日																																									
ケ	市場施設の滅失又は損傷	2日、7日又は20日																																									
コ	落書き行為	2日又は7日																																									
サ	暴行その他これに類する行為	2日、7日又は20日																																									
シ	開設者の指示に従わない、反抗的な言動を行う、又は開設者の業務の妨害	2日、7日又は20日																																									
ス	上記以外の、市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為	2日、7日又は20日																																									
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html																																										
備考	—																																										